

Q. 当番弁護士制度とは？

A. 交通事故などを含めて、ある日突然に逮捕された人（被疑者）に、初回に限って弁護士が無料で面会に行く制度です。

面会に行った弁護士は、逮捕された人に保障されている権利や、今後の手続きや見込について説明します。被疑者本人の希望が有れば、そのまま弁護人に就任し、国選弁護人がつけてもらえない「起訴前の段階」の逮捕された人の権利を守ってくれます。（起訴＝国選弁護士、起訴前＝弁護代有料）

通常、逮捕された後は、72時間以内に勾留決定（身体的拘束を続ける裁判所の決定）が出なければ釈放されることとなります。しかし、一般的には逮捕されると、そのまま勾留決定が出て、警察署に留め置かれることが多くなります。

この勾留決定をするにあたり、被疑者は裁判所の前で弁解する機会が与えられており、裁判官から、「当番弁護士制度」の説明があり、当番弁護士を希望するか否か？が尋ねられます。希望があった被疑者について裁判所から弁護士会に要請が入り、弁護士会から「当番弁護士」が派遣される仕組みになっています。

起訴される前に弁護士に委任するか？起訴されてから国選弁護士か私選弁護士に委任するか？の判断が問われます。自動車事故では重大な人身事故や救護義務違反で逮捕される例があります。ご注意ください。

東京弁護士会ホームページ

<http://www.toben.or.jp/bengoshi/soudan/taihokeiji/taiho.html>

Safety